

大分県立社会教育総合センター管理規則等の一部改正について

1 提案理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、規則の改正を行うもの。

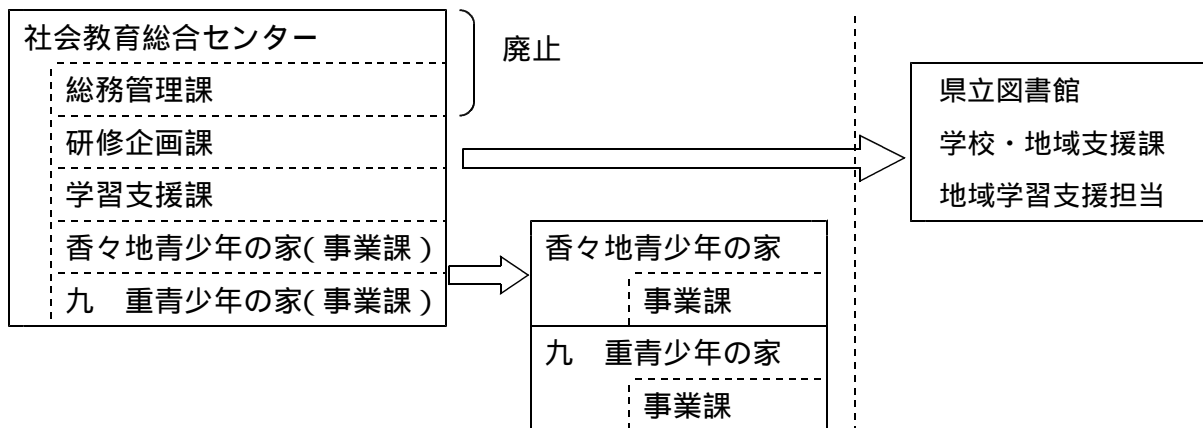
2 主な改正内容

(1) 大分県立社会教育総合センター管理規則の一部改正

規則の題名を「大分県立社会教育総合センター管理規則」から「大分県立青少年の家管理規則」に改正（題名）。

規則の趣旨を「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例第13条」から「大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条」に改正（第1条）。

課の設置を改正（第2条）。



総務管理課、研修企画課及び学習支援課の分掌事務を削除（第3条、第4条）。
 その他所要の規定の整備（第5条から第8条まで）。

(2) 大分県立社会教育総合センター利用規則の一部改正

規則の題名を「大分県立社会教育総合センター利用規則」から「大分県立青少年の家利用規則」に改正（題名）。

規則の趣旨を「大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例第13条」から「大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第12条」に改正（第1条）。

「センターの休業日」を「青少年の家の休業日」に改正（第2条）

センターの施設の利用時間及び利用許可の申請を削除（第3条、第4条）。

施設	利用時間	
多目的ホール	午前9時から午後9時まで ただし、日曜日、土曜日及び 休日は午前9時から午後5時まで	⇒ 施設の廃止により削除
視聴覚室		
第一創作室		
第二創作室		
： 第二和室		

青少年の家の利用許可の申請日を改正（第4条）。

現 行	今 後
利用日の6箇月前から20日前まで	⇒ 利用日の1年前から20日前まで

その他所要の規定の整備（目次、章名、第5条から第22条、様式）。

(3) 大分県立図書館管理規則の一部改正

学校・地域支援課の担当を1担当から2担当に改正（第2条）。

課 名	担 当 名	課 名	担 当 名
学校・地域支援課	学校・地域支援担当	⇒ 学校・地域支援課	図書館・学校支援担当 地域学習支援担当

学校・地域支援課の分掌事務にセンターで行っていた分掌事務を追加（第5条）。

3 施行期日

平成29年4月1日